

Title	法制史学会編『法制史文献目録』
Sub Title	Japan legal history association (ed.) : Bibliography of the legal history in Japan
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.2 (1963. 2) ,p.97- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630215-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

壊することになるからである。」(アリストテレス『政治学』山本光雄訳、岩波文庫版、六八一―六九頁)

(奈良和重)

法制史学会編

『法制史文献目録』

去る昭和二十四年十一月、『法制史に関する研究及びその研究者相互の協力を促進し併せて外国の学会との連絡を計ることを目的』(『法制史学会規約』第三巻)として法制史学会が設立されてより、数えてすでに十余年の歳月を閲した。

かえりみれば、創立総会に参集したわずか三十名にすぎなかつた会員は、年を追つて増加の一途をたどり、いまや二〇〇名をこえようとしている現状である。また、毎年もたれている春期の総会、秋期の研究大会ならびに東京・近畿などにおける部会は盛會裡に開催され、学会機関誌「法制史研究」の刊行も順調にすすめられて、すでに十二号を世におくつた。斯学の進展のため、まことに慶賀のいりたりである、といえよう。

ところで、数年前、法制史学会においては学会創設十周年を記念

して、二つの事業が企図された。一つは、昭和三十三年十月、京都大学でひらかれた研究大会の共通テーマ「刑罰と国家権力」の研究報告を一卷の論文集にまとめて上梓することであり、他の一つは、学会発足以降、十年間にわたる法制史関係研究文献総目録の編修・印行であつた。前者については、すでに昭和三十五年四月、法制史学会編「刑罰と国家権力」と題された浩澁な專著が発刊され、その充実した内容をもつて学界を裨益していることは周知のとおりである。後者が、すなわちここに拙文を弄して紹介しようとする「法制史文献目録」にはかならない。そもそも法制史学会では、過去十数年来、各年度の法制史文献目録を編集する作業をつづけ、現時までに十三輯を作成してきた。それは謄写印刷あるいはタイプ印刷による目録であつて、春期の総会において委嘱した文献目録委員の手になる。この年刊の文献目録は、もちろんそれ自体として便益の多い、価値たかきものであるが、数年分をまとめ単行本として公刊できたならば、という要望は、会員諸彦のいつわらざる声であつた。たまたま、時あたかも学会設立十周年を迎えるにあたり、記念事業の一環として、この切なる希求が採用されることになり、各年度の目録を基礎としつつこれに十全の修訂・増補を加え、一本に編んで活字に移されるはこびにいたつたのである。かくて、田中周友教授を編集代表として、この至難の作業は出発したのであるが、その後、さかのぼつて終戦時までの研究文献をも収めることに改められた。本書は、右のごとき意義と経過をもつて、編修が推進されたのである。

さて、本書は、「戦後の法制史文献目録であることを標榜し、昭和二十年八月十五日に遡り、…単行本・学術雑誌・論文集等にも再び目を通し、取捨選択を行ない、法制史に関連する限りにおいて他の領域の重要な文献をも収録する」(序言)ものであるが、採録の下限を、昭和三十四年十二月三十一日までに発行された文献までとしている。本目録は、大別して、「法制史一般」「日本法制史」「東洋法制史」「ローマ法・西洋法制史」の四部門から編成されている。

法制史一般 ここには、その内容が、日本・東洋・西洋のすべてにわたるもの、そのうちの二つにわたるもの、およびそのいずれの一つに属させるのも不適當と史料されるものが集録される。具体的には、法制史学の方法論、総合的な学界回顧、世界法史、一般法史・比較法史、および原始法ないし民族法などである。

日本法制史 各時代区分内の分類は、各時代に共通な大項目を設け、小項目については、各時代の特性に応じて分類がこころみられている。なお、明治末年までを研究対象とする文献に限定し、大正以降に関するそれは割愛されていることに留意すべきであろう。

東洋法制史 この部門の分類は、東アジアと西アジアとに大別し、それを時代別もしくは地域別にわけ、さらにそれぞれの特性にしたがい細分してある。現行法の紹介・解説に関する文献は除外されている。

ローマ法・西洋法制史 「古代オリエント・ギリシア・ローマ」と「ゲルマン古代、および中世・近世・近代」に大別し、後者の分類は、主要問題ごとに項目を設け、原則としてこれらの項目にふくま

れない文献は、各国法制史の項目に収載してある。なお、おおむね十九世紀末までの時代を研究対象とする文献に限局する。

ここで、参考までに、日本法制史の部門における江戸時代・明治時代の分類を一例として掲出しよう。

江戸時代 (六三三頁以下)

1 法源・資料

2 統治組織 (1) 統治一般・政治・外交

(2) 国制

(3) 幕制

(4) 審制

(5) 財政一般 (含専売・直營・貨幣)

(6) 検地・年貢・賦役

(7) 町村・五人組

(8) 戸口

(9) 交通

3 裁判

4 社会身分 (1) 村落構成・一揆

(2) 郷士

(3) 部落

5 家族法

6 財産法 (1) 山野・入会・割地・水利

(2) 不動産

(3) 取引 (含海事)

(4) 雇傭

(5) 商人・仲間

(6) 市場

(7) 漁業・鉱業

7 刑事法

8 雑

明治時代（二一―一頁以下）

1 法源

(1) この時代一般

(2) 法源（含資料・条約）

(3) 法学（含法典論争）

2 統治組織

(1) 憲法・官制

(2) 財政（含地租改正およびそれに伴う農民運動）

(3) 軍事・警察

(4) 教育

(5) 町村制・地方制度

(6) 明治維新論

3 裁判

4 社会身分

5 家族法

6 財産法・契約法

7 刑事法

8 自由民権運動

江戸時代・明治時代にかかる分類項目は、右にかかげたとおりで

紹介と批評

あるが、まず妥当な線といえよう。

本書に収録された膨大な研究文献をめぐつては、その一つ一つについて論ずべき紙幅もなければ、またその場でもなからうが、いま収められた学術論文その他を通覧するに、採録基準について多少の異見がないわけではない。しかし、「法制史の固有の領域に関する文献以外は、とくに法制史と関連が深いと思われるものを収録することとめた」（例言）としても、もとより、どこまでが「関連」かの判定はきわめて容易ではないから、やはり編者の史観にゆだねるより、いたしかたなからう。とはいえ、登載された文献を通読すれば、戦後における法制史学研究の問題点の所在、専門の諸家のそれをめぐる問題意識、あるいは学界動向の流れ、さらにはいまだ考究の手の加えられていない未墾の分野の存在などを如実に看取でき、興ひとしおなるものがある。

本書の特色の一つとして、書評・論評を集載したことが挙げられよう。たとえば、手塚豊教授の労作「明治初期刑法史の研究」に対しては、高柳真三・島田正郎両教授ならびに筆者によつて紹介がこころみられたことを、ただちに知りうる。利用者にとつて、まことに便益は大きいであろう（ちなみに、単行本には○印が附されている。書評・論評には△印が附され、その単行本・論文の直後に配置されている）。本書について望蜀の言を許されるならば、著者別索引が添えられていないことであろう。もしこれが附加されるならば、論文検索の便は倍加するのではあるまいか。なお、僅少ながら、誤植がひろえるよう、仕上げに若干の不足が感ぜられる。他日の補完を期し

たい。

さて、法制史学会創立十周年記念事業は、本書「法制史文献目録」の梓行により、さきの論文集「刑罰と国家権力」の公刊とあわせて、ここに無事に完了したわけである。おもうに、本書の背後には、法制史学会の歩みし歴史がひかえている。本書のみをもつて、この学会の歴史の過去をたずね、将来を卜することはもちろんできないであらう。しかし、本書が、それをたずね、これを知るための一つの好個のよすがになることは、疑いを容れないところであらう。いまさら喋々するまでもなく、文献目録の編修はきわめて至難の業に属する。この作業に敢然としてすすまれ、見事にそれを完遂された編集代表の田中教授以下、編集委員諸氏の犠牲的な努力に対し、衷心より敬意と感謝を表したい。とまれ、「法制史一般、日本法制史、東洋法制史およびローマ法・西洋法制史の四部門に分ち、法制史関係の文献を収録したところの本書は、法制史文献目録としては、わが国における最初のもの」(序言)である。されば本書こそは、法制史学を研究するうえの、こよなき伴侶として、つねに専家の座右に備うべき書といえよう。あまねく大方に本書を紹介するゆえんである。(創文社刊 A5判 二九〇頁 定価一五〇〇円)

(向井 健)

Neal Riemer:

The Revival of Democratic Theory

Appleton-Century-Crofts, New York,
1962, xi + 190pp.

N・リーマー著

『民主主義理論の復活』

一 コミュニズムかデモクラシーかの二者択一が、個人の水準ばかりでなく、体制として国家の水準でも決定を迫られ、そしてそのイデオロギーのいづれに荷担するにしても、そのこと自体、個人あるいは国家の生命を賭した決断であらねばならなくなつた現代は、その意味でまさにイデオロギーの時代である。しかし、デモクラシーは果してこうした決断を支えるに足る充実した内容を備えているであらうか。人間の尊厳という美酒に酔い痴れている間に、こうした現代の重みに耐え得ないまでに形骸化してはいないだろうか。こうした問題に最も敏しい対決を迫られているのは、「現代」と共にデモクラシーの使徒として自ら運命づけたアメリカであることは今さらのべるまでもあるまい。一度は移植に成功したかに見えたと後進民主主義諸国が、主として経済的効率の点から次第にコミュニティズムへの傾斜を示し、ヨーロッパまた独自の生命力を発揮して、